

在留邦人の皆様へ

平成28年 1月25日

### 政府機関を名乗り金銭を要求する不審電話にご注意ください

2016年の米国における確定申告 (tax return) の時期が1月19日から始まりました。例年、この時期は政府機関(特に連邦歳入庁 (IRS)) の職員を名乗り、滞納税の督促等を理由に金銭を騙し取る目的の電話やメールによる詐欺事案 (telephone scam/phishing scam) がアメリカ全土において特に多く発生します。こうした詐欺事案は年間を通して発生しており、連邦歳入庁は、これまでの被害額は2, 300万ドルにのぼると発表しています。

以下は、連邦歳入庁等が過去の事例等を踏まえ、詐欺電話を見破るためのポイントを例示したものです。在留邦人の皆様におかれましては、これらの注意点を参考にこのような政府機関等を名乗る不審な電話やメールには十分にご注意願います。

#### 【犯行の手口・特徴は?】

- ① 市外局番が「202 (ワシントン DC)」の電話番号が多い
- ② 相手はアジア系と思われる訛りの英語を話す
- ③ 相手は氏名、住所、ソーシャルセキュリティ番号などの個人情報を知っている
- ④ 「税金滞納がある」、「国際送金に違法取引がある」などとペナルティ料を要求する
- ⑤ 外国人 (移民) に対してはペナルティ料の納付に応じない場合には法的手続き (国外追放など) が取られる旨脅す
- ⑥ ペナルティ料の納付方法はコンビニなどで購入できるプリペイドカードに相当額をチャージした上でカード番号を知らせよう要求する
- ⑦ 本人が不在 (留守電) の場合、本人や顧問弁護士からのコールバックを要求する
- ⑧ 折り返しの電話をしない場合等には、しつこく電話をかけてくる
- ⑨ 犯人は「ID spoofing」機能を用いて電話番号を実在する政府機関に見せかける

#### 【電話を受けた場合の対策・対応は?】

- ① 相手にしない～公的機関が電話で罰金や税金の納付のためにクレジットカードやプリペイドカードの番号を聞き出すことはありません。IRS 以外の公的機関を名乗る電話でも用件がおかしいと思った場合には、長話をせず、先方の名前と連絡先を聞き、「こちらからかけ直す」旨伝え、一度電話を切り、相手が名乗った機関・団体が IRS 等の実在するものか確認して下さい。その上で不審と思われる相手から再度電話がかかってきたとしても応答しないことです。
- ② 個人情報を言わない～カード不正使用などのなりすまし犯罪 (Identity theft) に繋がるおそれがありますので、自分の個人情報 (氏名、生年月日、住所、電話番号、クレジットカード番号ほか) を相手に公表しないで下さい。

連邦歳入庁ホームページ: <https://www.irs.gov/uac/Tax-Scams-Consumer-Alerts>